

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 (1) 交通機関等を利用して外出する。 (2) 隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランクA	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 (1) 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 (2) 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。 (1) 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 (2) 介助により車椅子に移乗する。
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 (1) 自力で寝返りをうつ。 (2) 自力では寝返りもうたない。

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している。	
	日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
a	家庭外で上記の状態が見られる。	度々道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
b	家庭内でも上記の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
	日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
a	日中を中心として上記の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、又は時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、はいかい、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
b	夜間を中心として上記の状態が見られる。	ランク aに同じ。
	日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク に同じ。
M	著しい精神症状や問題行為あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

本判定基準は、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について)(平成18年4月3日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)の別添)による。

ホーエン・ヤールの重症度分類

ヤール分類		生活機能障害度
ステージ 1	片側だけの障害で、軽度	度 日常生活、通院に殆ど介助を要しない
ステージ 2	両側性で、日常生活がやや不便	
ステージ 3	姿勢反射障害・突進現象あり、起立・歩行に介助を要する	度 日常生活、通院に殆ど介助を要する
ステージ 4	起立や歩行等、日常生活の低下が著しく、労働能力は失われる	
ステージ 5	車いす移動または寝たきりで全介助状態	度 起立不能で、日常生活は全介助を要する

重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡の状態）

NPUAP分類 度又は 度	度：皮膚全層及び皮下組織に及ぶ損傷。筋膜には至らない。 度：筋肉・骨・支持組織に及ぶ損傷
DESIGN分類 (日本褥瘡学会によるもの) D3、D4又はD5	D3：皮下組織までの損傷 D4：皮下組織を越え、筋肉、腱などにいたる損傷 D5：関節腔、体腔にいたる損傷または、深さが判定できない場合